第５回西区協議会

事 前 配 付 資 料

◎議　事

(1)諮問事項

第１号　浜松市教育文化会館の廃止について　… １ページ

第２号　令和２年度西区役所費の予算要求の概要について　… 2～4 ページ～

(2)協議事項

第６号　広報はままつの再編について　… 5～6 ページ～

第７号　浜松市文化振興ビジョン(案)のパブリック・コメント実施について　… 7～8 ページ

第８号　西区協議会推薦会の設置について　… 9～28 ページ

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="4">■諮問事項　　□協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　　名</td><td colspan="4">浜松市教育文化会館の廃止について</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="4">１　背景
・開館 昭和 36 年６月
・休館 平成 27 年４月（開館から 55 年）
（参考）ホール収容人数 1,492 人
鉄骨鉄筋コンクリート造５階建（地下１階）

２　経緯
・平成 27 年度に老朽化及び耐震性の問題により施設を閉鎖

３　理由
・建物の老朽化及び耐震性の問題による。
・（仮称）市民音楽ホールの整備により、市民の文化活動の充実を図る環境が整うため。</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象の区協議会</td><td colspan="4">全区協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">内　　容</td><td colspan="4">廃止条例の施行をもって、浜松市教育文化会館を廃止する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="4">答申を得たい時期：令和元年 10 月
今後の予定：令和元年 11 月議会に廃止条例案を上程</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>創造都市・
文化振興課</td><td>担当者</td><td>中村 雅臣</td><td>電話</td><td>457-2413</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">■諮問事項　　□協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="5">令和２年度西区役所費の予算要求の概要について</td></tr>
<tr><td>事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="5">令和２年度浜松市予算の編成に関して、西区役所費の予算要求を行う。

未来まで続く持続可能な財政運営に向け、歳入確保を徹底するとともに、各政策・事業、事務事業においても前例にとらわれることなく、廃止、見直し、選択と集中を徹底し、限られた財源を最大限有効に活用することで、総合計画や総合戦略に基づく諸施策を積極的に推進していく。</td></tr>
<tr><td>対象の区協議会</td><td colspan="5">西区協議会</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">「令和２年度西区役所費の予算要求の概要について」
諮問するもの。

・詳細は別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="5">答　申　　令和元年 10 月</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>西区区振興課</td><td>担当者</td><td>中村　郁夫</td><td>電話</td><td>597-1112</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和２年度　西区役所費　予算要求の概要

西区役所

（単位：千円）

費 用 項 目	2年度当初 要求額Ａ	1年度当初 予算額Ｂ	増減 （Ａ−Ｂ）	内　　容
西区役所費	280,271	247,233	33,038	※人件費を除く
区管理運営事業	93,213	76,148	17,065	区役所運営、維持管理 (区役所運営5,023千円　公有財産23,969千円　庁舎58,312千円　公用自動車5,909千円)
協働センター管理運営事業	93,740	81,916	11,824	区内協働センターの管理運営 (まち課57,570千円　舞阪36,170千円)
区協議会運営事業	213	213	0	区協議会の運営
地域力向上事業	15,201	15,070	131	・市民提案による住みよい地域づくり助成事業（補助金）3,800千円 ・区民活動・文化振興事業 8,900千円(まち課　4,400千円　舞阪4,500千円) ・区課題解決事業 2,501千円(区振興876千円　まち課1,187千円　健康438千円)
行政連絡文書配布事業	37,353	37,150	203	行政連絡文書の配布
自治会振興事業	31,999	32,771	△ 772	・自治会集会所整備助成 7,186千円 ・防犯灯設置維持管理助成 24,813千円
浜名湖うなぎまつり開催事業	8,552	3,965	4,587	浜名湖うなぎまつり開催に係る負担金

令和２年度 西区役所費 （地域力向上事業）

西区役所

（単位：千円）

費 用 項 目	2年度当初予算要求額	内　　容
地域力向上事業	15,201	
市民提案による住みよい地域づくり助成事業	3,800	
区民活動・文化振興事業	8,900	
伝統文化支援事業	(2,170)	雄踏歌舞伎「万人講」普及のための経費
おいしい舞阪まるごと体験フェア開催事業	(3,500)	おいしい舞阪まるごと体験フェア開催のための経費
舞阪漁港えんばい朝市開催事業	(1,000)	舞阪漁港えんばい朝市開催のための経費
はまなこ夏フェスタ	(2,000)	はまなこ夏フェスタ開催のための経費
海の子と山の子の地域間交流事業	(230)	庄内地区と長野県箕輪町の子どもたちの地域間交流
区課題解決事業	2,501	
西区交通安全啓発事業	(1,187)	西区交通安全啓発イベント等開催のための経費
食育・健康力アップ啓発事業	(438)	食育・健康力アップの啓発イベント開催のための経費
西区ユニバーサルデザイン探検ツアー	(76)	ユニバーサルデザイン啓発イベント開催のための経費
協働センターを核とした地域課題解決事業	(800)	協働センターで実施する課題解決事業のための経費

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="5">広報はままつの再編について</td></tr>
<tr><td>事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="5">背景：若者や子育て世代を中心に情報収集形態が紙媒体から電子媒体に移行してきている。「広報はままつ」の紙媒体の利用率は高いものの、ホームページなど電子媒体を活用し、閲読率を考慮したページ構成と情報の整理が必要である。

経緯：平成 19 年４月の政令指定都市移行に合わせ、毎月 5 日に全市版を、20 日に区版を発行した。効率的な区情報の提供や配布を担う自治会配布員の負担軽減などを目的に、平成 24 年５月号から区民のページを全市共通ページに挟み込み、月１回発行に変更した。

課題：区によって数値は異なるものの、全市共通ページの「お知らせ」に比べ、区民のページの閲読率が低い（別紙１参照）。</td></tr>
<tr><td>対象の区協議会</td><td colspan="5">全区協議会</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">広報はままつの再編に関して、以下の点について協議するもの。

・令和２年５月号から、全市共通ページと区民のページを統合し、全市版のみの発行とする。

・全市版に区が行っているイベント等を掲載したページ（1/2～1 ページ程度）を新設し、スケールメリットを活かした情報発信を開始する。

・若者や子育て世代に向けたお知らせについては、情報をスリム化してホームページでの補完を原則とし、中高年層に向けたお知らせについては、情報を簡略化することなく、より読みやすい掲載方法とすることで、限られた紙面を有効に活用し、メリハリのある紙面レイアウトに変更する。

・広報はままつ全体のページ数削減により、自治会配布員の負担軽減につなげる。</td></tr>
<tr><td>備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>広聴広報課</td><td>担当者</td><td>中村 守孝</td><td>電話</td><td>４５７－２０２１</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

別紙１

広報はままつの再編について

【スマートフォン利用率】

◆６０歳未満の多くは、スマートフォンなどで情報収集を行っている。

２０歳代	３０歳代	４０歳代	５０歳代	６０歳代	７０歳代
８８．7%	８７．５%%	８２．９%	７２．６%	４６．４%	１９．７%

【平成３０年総務省通信利用動向調査結果より】

【広報はままつ閲読率】

◆市内で行われるイベントや講座・教室などが掲載されている全市共通ページ内のお知らせページの閲読率が最も高い。

全市共通ページ お知らせ	全市共通ページ 表紙	全市共通ページ 特集	全市共通ページ ダイジェスト	区民のページ
５７．８%	４４．０%	４３．０%	２９．６%	２８．３%

【平成２７年度広報市民アンケート調査結果より（回答者：1,203 人）】

【再編のポイント（発行形態）】

現状

全市共通ページ

【ページ数】24～36 ページ
○市の施策や制度の周知
○市の出来事
○全市共通のお知らせ

区民のページ

【ページ数】4～8 ページ
○全市共通のお知らせ
（問合・受付が各区）
○区からのお知らせ
○区の出来事
○区協議会だより

令和２年５月号～

全市版

【ページ数】24～36 ページ
○市の施策や制度の周知
○市の出来事
○全市共通のお知らせ
○区からのお知らせ

市民への必要な情報提供を保持しつつ、掲載方法を工夫することによって総量を抑制する。

第９号様式　　区　協　議　会

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="4">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　　名</td><td colspan="4">浜松市文化振興ビジョン（案）のパブリック・コメント実施について</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="4">○背景
・ 平成 21 年３月に策定した「浜松市文化振興ビジョン」は、おおむね 10 年を展望するものとしてまとめたものであり、策定時の想定期間を経過している。
○経緯
・ 新たなビジョンの策定にあたって、市民団体や各文化分野の学識経験者などが参加する「浜松市における文化振興のあり方検討会」を設置し、幅広い見地からの意見を聴取した。
○課題
・ 10 年の間に社会情勢も変化するとともに、平成 29 年６月に「文化芸術基本法」が制定、平成 30 年３月に国の「文化芸術振興基本計画（第１期）」が策定され、地方自治体における文化に求められる役割はさらに多様化してきている。</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象の区協議会</td><td colspan="4">全区協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">内　　容</td><td colspan="4">浜松市文化振興ビジョン（案）のパブリック・コメント実施について概要を報告するとともに、内容について協議するもの
○ビジョンの目的
・ 10 年の間に生じた新たな変化を踏まえつつ、本市のこれからの文化振興施策の方向性を示すとともに、文化芸術に係わる様々な主体が本市の文化振興の担い手として活躍するための道しるべとなるよう「浜松市文化振興ビジョン」を策定する。
○ビジョンの概要
・ 別添のビジョン（案）概要版のとおり。
○案の公表及び意見募集期間
令和元年９月 13 日（金）から令和元年 10 月 15 日（火）まで
○案の公表先
創造都市・文化振興課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメ PR コーナー（市役所本館１階ロビー）にて配布
市ホームページ（https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp）
○市の考え方の公表時期（予定）
令和２年１月</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="4">施行時期（予定）：令和２年４月</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>創造都市・
文化振興課</td><td>担当者</td><td>影山　元紀</td><td>電話</td><td>457 - 2417</td></tr>
</table>

浜松市文化振興ビジョン（案）の概要

ビジョン策定の目的

これまでの取り組みの成果と課題や、国の取り組みの方向、環境の変化などを考慮しつつ、これからの本市の文化振興施策の方向性を示すとともに、文化芸術に係わる様々な主体が文化振興の担い手として活躍することを目指す。

ビジョンの期間

2020年（令和2年）度から概ね10年

基本目標

文化で市民の幸せを創り出す都市

具体的なイメージ

- 誰もが気軽に多様な文化を楽しむことができる
- 文化が暮らしの豊かさを高め、都市の活力となっている
- 市民が地域独自の文化に対して誇りに感じている

基本方針と施策の方向性

基本方針1　次代の文化を市民主体で築きます

1　市民の創造的活動の支援
2　伝統的、歴史的文化の保存と継承支援
3　次代の文化芸術の担い手育成
4　文化を支える環境の整備

基本方針2　文化の持つポテンシャルを最大限に生かしたまちづくりを進めます

1　共生社会の実現
2　文化芸術と観光・産業等との連携
3　文化とまちづくりとの連携

基本方針3　地域の文化資源を磨き、「創造都市・浜松」を国内外に広げます

1　「音楽の都・浜松」の推進
2　人材の発掘と育成
3　多様な文化の豊かさの発見と文化資源の活用
4　国内外の都市との交流・発信

施策展開の考え方と視点

- 持続可能性を高める循環への意識
- 継続が生み出す効果への認識
- 文化芸術分野のマーケティング力強化
- 生活に密着した文化への着目
- 地の利を活かす意識

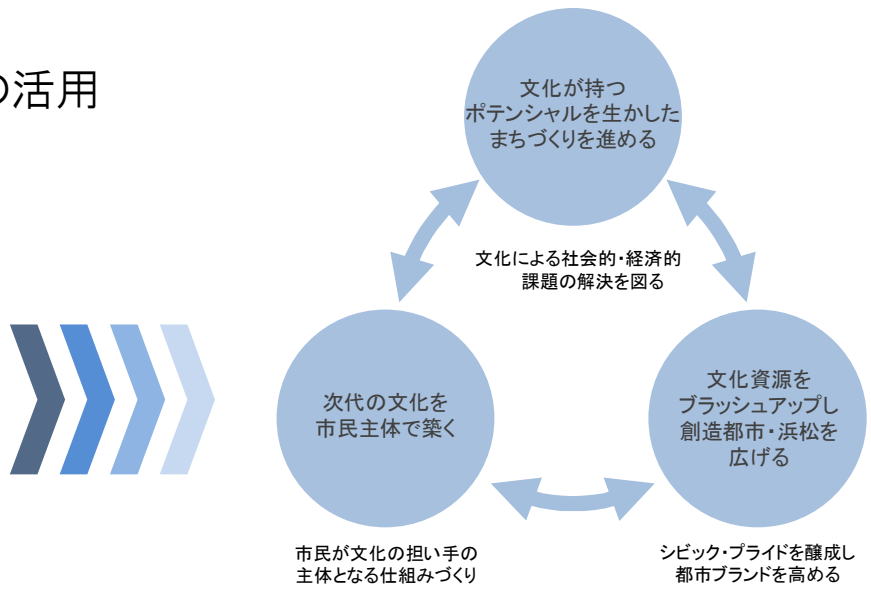

推進体制

1　市民、市民団体、企業等
　・地域文化の担い手
2　浜松市
　・文化振興のための環境や基盤の整備
3　浜松市文化振興財団・浜松版アーツカウンシル
　・文化の鑑賞等の機会の提供や活動支援
4　大学等
　・人材育成と地域のシンクタンク機能

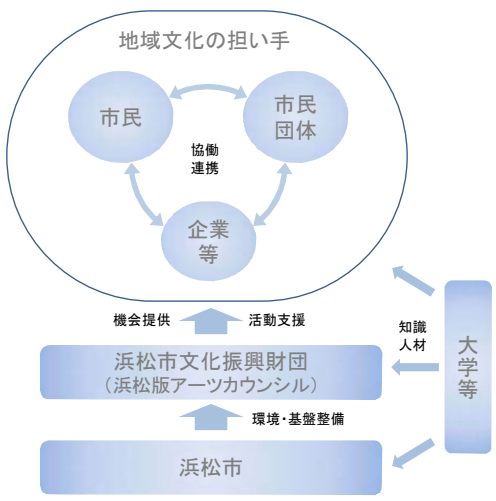

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="4">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　　名</td><td colspan="4">西区協議会推薦会の設置等について</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="4">【概要】
現西区協議会委員の任期が令和２年３月31日をもって満了することに伴い、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第３条第１項の規定に基づき、西区協議会推薦会を設置する。

※詳細は別紙【参考資料】１～３を参照
１「次期西区協議会委員及び推薦会について」
２「浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例」
３「浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則」</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象の区協議会</td><td colspan="4">西区協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">内　　容</td><td colspan="4">１　西区協議会推薦会の設置等に関する要綱を改正する。
（別紙①要綱参照）

・第２条第３項に規定する委員の任期を令和２年３月 31 日に変更する。

２　西区協議会推薦会の委員を決定する。
（別紙②委員名簿参照）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考
（答申･協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>西区区振興課</td><td>担当者</td><td>中村　郁夫</td><td>電話</td><td>597－1112</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

別紙①

西区協議会推薦会の設置等に関する要綱（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成１８年浜松市規則第７７号）第３条の規定に基づき、西区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

（委員）

第２条　推薦会は、西区協議会委員３人以上７人以内で組織する。

２　推薦会委員は、区協議会の指名に基づき、委員を選任する。

３　委員の任期は、推薦会設置の日から、令和２年３月３１日までとする。

４　推薦会委員は条例施行規則第２条第２項の規定による公募に応募することができない。

（会長）

第３条　推薦会に会長１人を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長の任期は、委員の任期による。

４　会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。

５　会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

（会議）

第４条　推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

４　前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。

５　会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の３分の２以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

６　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。

７　会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例によるものとする。

（庶務）

第５条　推薦会の庶務は、西区役所区振興課において処理する。

（細目）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２３年１０月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年７月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年８月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年９月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 元 年９月２５日から施行する。

別紙②

西区協議会委員名簿

H31.4.1現在
50音順

No.	氏　　名	ふ り が な	推薦の方法	所　　属　　団　　体	備　考
1	青島　弘美	あおしま　ひろみ	団体推薦	舞阪地区自治会連合会	１期目
2	渥美　公子	あつみ　こうこ	団体推薦	ゆうとうまちづくり協議会	１期目
3	井指　俊男	いさし　としお	団体推薦	篠原地区自治会連合会	１期目
4	石川　惠一	いしかわ　けいいち	団体推薦	雄踏地区自治会連合会	１期目
5	石塚　惠美子	いしづか　えみこ	団体推薦	浜名商工会	１期目
6	伊藤　絵奈	いとう　えな	団体推薦	NPO法人　浜松男女共同参画推進協会	１期目
7	伊藤　正良	いとう　まさよし	団体推薦	浜松市西区スポーツ推進委員会	２期目
8	犬飼　一裕	いぬがい　かずひろ	団体推薦	神久呂地区自治会連合会	１期目
9	大塚　幸子	おおつか　さちこ	団体推薦	浜松市人権擁護委員連絡協議会	２期目
10	大村　美智代	おおむら　みちよ	団体推薦	浜松の未来を育てる会	２期目
11	金原　　貴	きんぱら　たかし	団体推薦	舘山寺温泉観光協会	１期目
12	笹田　嘉則	ささだ　よしのり	団体推薦	浜松市西区保護司会	２期目
13	柴田　宜克	しばた　よしかつ	団体推薦	西区民生委員児童委員協議会	２期目
14	新間　秀人	しんま　ひでと	団体推薦	庄内地区自治会連合会	１期目
15	鈴木　幸子	すずき　さちこ	団体推薦	西区民生委員児童委員協議会	２期目
16	高木　俊和	たかぎ　としかず	団体推薦	浜松市消防団西区支団	１期目
17	土屋　林司	つちや　りんじ	団体推薦	入野地区自治会連合会	２期目
18	寺田　佐千代	てらだ　さちよ	団体推薦	浜松市子ども会連合会	２期目
19	野嶋　　純	のじま　じゅん	団体推薦	伊佐見地区自治会連合会	１期目
20	樋口　憲二	ひぐち　けんじ	団体推薦	和地地区自治会連合会	１期目
21	星野　節子	ほしの　せつこ	団体推薦	NPO法人　ふくろうの森委員会	１期目
22	宮木　　恒	みやき　ひさし	団体推薦	浜松市認定農業者協議会西支部	１期目
23	村松　良子	むらまつ　よしこ	団体推薦	浜松の福祉を考える会	１期目
24	吉田　清和	よしだ　きよかず	団体推薦	浜名商工会	２期目
25	渡邊　俊了	わたなべ　としあき	団体推薦	浜名漁業協同組合	１期目

参考資料１

次期西区協議会委員及び推薦会について

１　概要

西区協議会委員の令和２年３月３１日付け任期満了に伴い、現西区協議会において委員の推薦団体となる公共的団体の選定及び公募委員等の推薦を市長へ行う。

公共的団体の選定及び公募委員等の推薦は、推薦会を設置し推薦案を策定、協議会へ提出する。

２　協議会委員（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例により規定）

・委員構成　①区協議会が選定した公共的団体からの推薦
　　②区協議会が推薦するもの（直接指名は任意・公募は必須）

・現在の委員構成

①公共的団体	２５名
②公募	０名
計	２５名

・西区、北区、天竜区は２５名以内、その他の区は２０名以内。
（条例第５条別表第３）

・委員任期　　３年（条例第７条第１項）

・再任回数　　１回（条例第７条第２項）

３　推薦会

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則及び西区協議会推薦会の設置等に関する要綱に規定されており、協議会へ提出する推薦案を策定する。

・区協議会委員３人以上７人以内で組織する。（要綱に規定）

・推薦会の構成員となった者は、次期公募委員に応募できない。

・公平性の観点から、再任できない２期目の委員で構成する。（市民協働・地域政策課の方針）

４　推薦会の役割

・公共的団体等の選定案を策定する。

・公募委員の公募方法の策定、公募の実施、選考を行う。

・直接指名委員の推薦案を策定する

５　日程

・９月　区協議会

推薦会の要綱の改正、推薦会委員の選出

・１０月　第１回推薦会

区協議会公募委員選考要領・募集要領の検討及び決定

・１１月　第２回推薦会

区協議会へ提出する推薦案の検討

公共的団体の選定

直接指名委員の選定　ほか

・１月　第３回推薦会

公募委員の選考

区協議会へ提出する推薦案の策定

公共的団体の選定

直接指名委員の選定

・１月　区協議会

推薦案の議決

市長への推薦

参考資料２

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

平成１８年１２月１日
浜松市条例第７８号
改正　平成２１年２月２７日浜松市条例第１号
平成２１年９月４日浜松市条例第４８号
（題名改称）
平成２２年２月２５日浜松市条例第１号
平成２２年６月１７日浜松市条例第３４号
平成２３年９月２９日浜松市条例第４６号
平成２４年１２月１４日浜松市条例第６１号
平成２５年２月２６日浜松市条例第１号
平成２５年９月２６日浜松市条例第４６号
平成２８年３月２４日浜松市条例第１６号
平成２８年３月２４日浜松市条例第１７号
平成３１年３月１５日浜松市条例第２１号

（趣旨）

第１条　この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、位置、所管区域及び分掌する事務に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。

（平２１条例４８・全改、平２８条例１６・一部改正）

（区の設置）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２０第１項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。

(1) 中区
(2) 東区
(3) 西区
(4) 南区
(5) 北区
(6) 浜北区
(7) 天竜区

２　前項の区の区域は、別表第１のとおりとする。

（区の事務所）

第３条　地方自治法第２５２条の２０第２項の規定による区の事務所（以下「区役所」という。）の名称、位置及び所管区域は、別表第２のとおりとする。

（区役所の分掌事務）

第３条の２　区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) まちづくりに関する事項

(2) 社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項

(3) 子どもに関する事項

(4) 前３号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項

（平２８条例１６・追加）

（区協議会の設置）

第４条　地方自治法第２５２条の２０第７項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

（平２１条例４８・平２８条例１６・一部改正）

（区協議会の名称及び区協議会委員の定数）

第５条　区協議会の名称及び区協議会の構成員（以下「区協議会委員」という。）の定数は、別表第３のとおりとする。

２　区協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該区協議会の意見を聴かなければならない。

（区協議会委員の選任）

第６条　区協議会委員は、規則で定めるところにより、区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

２　市長は、区協議会委員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

（区協議会委員の任期）

第７条　区協議会委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、１回限りとする。

（平２１条例４８・平３１条例２１・一部改正）

（区協議会の会長及び副会長）

第８条　区協議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。

３　会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。

４　副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会長及び副会長の選任及び解任）

第９条　会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、区協議会に出席する区協議会委員の３分の２以上の同意があるとき。

（区協議会の責務）

第１０条　区協議会は、当該区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。

（平２３条例４６・全改）

（区協議会の権限）

第１１条　区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

２　市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市建設計画に関する事項

(2) 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項

(3) 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する

事項

(4) 区役所に係る予算編成に関する事項

(5) 大規模な組織改編に関する事項

(6) 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項

３　教育委員会は、区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

（平２１条例４８・平２３条例４６・一部改正）

（市及び市長等の責務）

第１２条　市は、区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。

２　市長その他の市の機関は、前条各項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

３　市長その他の市の機関は、前条各項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

（平２３条例４６・一部改正）

（区協議会の会議）

第１３条　区協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会長は、区協議会委員の４分の１以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

３　会議は、区協議会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席する区協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　前項の場合においては、議長は、区協議会委員として議決に加わる権利を有しない。

６　第４項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する区協議会委員の３分の２以上の同意をもって決するものとする。

７　会長は、必要があると認めるときは、区協議会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

８　前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

（平２１条例４８・一部改正）

（区協議会の委員会）

第１４条　区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

２　前項の委員会の委員は、区協議会委員のうちから区協議会において選任する。

３　前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

（区協議会の庶務）

第１５条　区協議会の庶務は、当該区の区役所において行う。

（連絡調整）

第１６条　区協議会は、規則で定めるところにより、区協議会相互の連絡調整を行うものとする。

（平２１条例４８・旧第２９条繰上・一部改正）

（区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整）

第１７条　市長は、第１１条第２項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

（平２１条例４８・旧第３１条繰上・一部改正）

（委任）

第１８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（平２１条例４８・旧第３２条繰上）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、附則第３項から第５項までの規定は、公布の日から施行する。

（浜松市地域自治区の設置等に関する条例の廃止）

２　浜松市地域自治区の設置等に関する条例（平成１７年浜松市条例第４０号）は、廃止する。

（準備行為）

３　第６条第１項及び第１９条第１項の規定による区協議会委員及び地域協議会委員の選任並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

４　この条例の公布の際現にされている附則第２項の規定による廃止前の浜松市地域自治区の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）第５条第１項の規定による地域協議会（浜松地域協議会及び浜北地域協議会を除く。）の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、当該地域協議会と同一の区域に置かれる地域協議会の地域協議会委員の選任について、前項の規定により行われているものとみなす。

５　この条例の公布の際現にされている旧条例第５条第１項の規定による浜北地域協議会の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、浜北区協議会の区協議会委員の選任について、附則第３項の規定により行われているものとみなす。

（会議の招集の特例）

６　この条例の施行後最初に行われる区協議会及び地域協議会の会議は、第１３条第１項（第２６条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則（平成２１年２月２７日浜松市条例第１号）

この条例は、平成２１年３月１日から施行する。

附　則（平成２１年９月４日浜松市条例第４８号）

この条例中第１条の規定は平成２２年４月１日から、第２条の規定は平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年２月２５日浜松市条例第１号）

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９条の２第６項において準用する同法第９条第６項の規定による告示の日（平成２２年３月１６日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則（平成２２年６月１７日浜松市条例第３４号）

１　この条例は、平成２２年１０月４日から施行する。

２　浜松市佐久間・水窪霊きゅう自動車条例（平成１７年浜松市条例第２３１号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成２３年９月２９日浜松市条例第４６号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１２月１４日浜松市条例第６１号）

この条例は、平成２５年２月１日から施行する。

附　則（平成２５年２月２６日浜松市条例第１号）

この条例は、平成２５年３月１日から施行する。

附　則（平成２５年９月２６日浜松市条例第４６号）

この条例は、平成２５年１１月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２４日浜松市条例第１６号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２４日浜松市条例第１７号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年１０月１１日から施行する。

附　則（平成３１年３月１５日浜松市条例第２１号抄）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

２　第１条から第７条まで、第９条から第２１条まで、第２３条、第２５条及び第２７条から第３６条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第７条第１項、浜松市防災会議条例第２条第７項、浜松市外国人市民共生審議会条例第３条第３項、浜松市行政区画等審議会条例第３条第３項、浜松市入札監視委員会条例第３条第３項、浜松市スポーツ推進審議会条例第６条第１項、浜松市立図書館協議会条例第２条第３項、浜松市人権施策推進審議会条例第３条第３項、浜松市障害者施策推進協議会条例第２条第３項、浜松市精神保健福祉審議会条例第２条第３項、浜松市保健医療審議会条例第２条第３項、浜松市母子保健推進会議条例第２条第３項、浜松市感染症診査協議会条例第２条第２項、浜松市労働教育協議会条例第５条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第３条第３項、浜松市都市計画審議会条例第２条第３項、浜松市土地利用審査会条例第２条第２項、浜松市開発審査会条例第２条第２項、浜松市景観審議会条例第３条第３項、浜松市建築審査会条例第２条第２項、浜松市行政不服審査条例第２条第４項、浜松市市民協働推進条例第１４条第１項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第４条第４項及び第１９条第４項、浜松市歯科口腔保健推進条例第１１条第４項、浜松市環境基本条例第２４条、浜松市環境影響評価条例第５８条第４項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第１５条第３項、浜松市中央卸売市場業務条例第８０条第３項及び第８０条の２第３項、浜松市地方卸売市場業務条例第４０条の２第３項、浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第１４条、浜松市営住宅条例第４７条第

３項並びに浜松市社会教育委員条例第３条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

（平２１条例１・平２２条例１・平２４条例６１・平２５条例１・平２５条例４６・一部改正）

区	区域
中区	池町　田町　板屋町　東田町　木戸町　相生町　中島町　名塚町　富吉町　天神町　領家一丁目　領家二丁目　領家三丁目　中島一丁目　中島二丁目　中島三丁目　中島四丁目　向宿一丁目　向宿二丁目　向宿三丁目　佐藤一丁目　佐藤二丁目　佐藤三丁目　中央一丁目　中央二丁目　中央三丁目　松城町　高町　中山町　三組町　鴨江町　西伊場町　南伊場町　和地山一丁目　和地山二丁目　和地山三丁目　富塚町　和合町　泉町　高丘町　鴨江一丁目　鴨江二丁目　鴨江三丁目　鴨江四丁目　文丘町　布橋一丁目　布橋二丁目　布橋三丁目　広沢一丁目　広沢二丁目　広沢三丁目　鹿谷町　山手町　蜆塚一丁目　蜆塚二丁目　蜆塚三丁目　蜆塚四丁目　泉一丁目　泉二丁目　泉三丁目　泉四丁目　佐鳴台一丁目　佐鳴台二丁目　佐鳴台三丁目　佐鳴台四丁目　佐鳴台五丁目　佐鳴台六丁目　葵東一丁目　葵東二丁目　西丘町　葵東三丁目　高丘東一丁目　高丘東二丁目　高丘東三丁目　高丘東四丁目　高丘東五丁目　高丘西一丁目　高丘西二丁目　高丘西三丁目　高丘西四丁目　高丘北一丁目　高丘北二丁目　高丘北三丁目　高丘北四丁目　葵西一丁目　葵西二丁目　葵西三丁目　葵西四丁目　葵西五丁目　葵西六丁目　花川町　神明町　肴町　連尺町　紺屋町　利町　伝馬町　鍛冶町　旭町　千歳町　大工町　栄町　元魚町　旅籠町　平田町　塩町　成子町　菅原町　海老塚町　砂山町　北寺島町　寺島町　龍禅寺町　浅田町　森田町　春日町　神田町　瓜内町（1番地から1813番地までを除く。）　法枝町（1番地から210番地まで）　東伊場一丁目　東伊場二丁目　西浅田一丁目　西浅田二丁目　上浅田一丁目　上浅田二丁目　南浅田一丁目　南浅田二丁目　海老塚一丁目　海老塚二丁目　元城町　尾張町　元目町　北田町　常盤町　早馬町　下池川町　中沢町　山下町　元浜町　八幡町　野口町　船越町　細島町　茄子町　新津町　助信町　曳馬町　十軒町　早出町　城北一丁目　城北二丁目

	城北三丁目　住吉一丁目　住吉二丁目　住吉三丁目　住吉四丁目　住吉五丁目　幸一丁目　幸二丁目　幸三丁目　幸四丁目　幸五丁目　萩丘一丁目　萩丘二丁目　萩丘三丁目　萩丘四丁目　萩丘五丁目　小豆餅一丁目　小豆餅二丁目　小豆餅三丁目　小豆餅四丁目　高林一丁目　高林二丁目　高林三丁目　高林四丁目　高林五丁目　上島一丁目　上島二丁目　上島三丁目　上島四丁目　上島五丁目　上島六丁目　上島七丁目　曳馬一丁目　曳馬二丁目　曳馬三丁目　曳馬四丁目　曳馬五丁目　曳馬六丁目　和合北一丁目　和合北二丁目　和合北三丁目　和合北四丁目
東区	植松町　将監町　神立町　西塚町　上西町　丸塚町　上新屋町　宮竹町　大蒲町　子安町　和田町　天龍川町　篠ケ瀬町　北島町　薬師町　薬新町　安新町　安間町　材木町　龍光町　長鶴町　白鳥町　松小池町　中里町　中野町　国吉町　上石田町　市野町　小池町　中田町　原島町　天王町　下石田町　笠井町　笠井上町　笠井新田町　豊町　豊西町　恒武町　貴平町　常光町　流通元町　中郡町　西ケ崎町　大島町　大瀬町　積志町　有玉北町　有玉南町　有玉西町　半田町　有玉台一丁目　有玉台二丁目　有玉台三丁目　有玉台四丁目　半田山一丁目　半田山二丁目　半田山三丁目　半田山四丁目　半田山五丁目　半田山六丁目
西区	西山町　神ケ谷町　大久保町　神原町　入野町　西鴨江町　志都呂町　伊左地町　佐浜町　大人見町　古人見町　和地町　湖東町　大山町　和光町　深萩町　平松町　呉松町　白洲町　舘山寺町　庄内町　協和町　庄和町　村櫛町　篠原町　坪井町　馬郡町　大平台一丁目　大平台二丁目　大平台三丁目　大平台四丁目　桜台一丁目　桜台二丁目　桜台三丁目　桜台四丁目　桜台五丁目　桜台六丁目　西都台町　志都呂一丁目　志都呂二丁目　舞阪町舞阪　舞阪町長十新田　舞阪町浜田　舞阪町弁天島　雄踏町宇布見　雄踏町山崎　雄踏一丁目　雄踏二丁目　これらの町字に隣接する浜名湖
南区	渡瀬町　三和町　飯田町　青屋町　鶴見町　新貝町　大塚町　下飯田町　頭陀寺町　本郷町　西伝寺町　安松町　石原町　金折町　老間町　古川町　立野町　四本松町　芳川町　恩地町　参野町　都盛町　大柳町　鼡野町　御給町　下江町　富屋町　西町　東町　長田町　河輪町　三新町　江之島町　西島町　福島町　松島町　遠州浜一丁目　遠州浜二丁目　遠州浜三丁目　遠州浜四丁目　楊子町　三島町　瓜内町（1番地から1813番地まで）　白羽町　中田島町　寺脇町

	福塚町　法枝町（1番地から210番地までを除く。）　田尻町　新橋町　堤町　米津町　小沢渡町　倉松町　卸本町　高塚町　増楽町　若林町　東若林町
北区	初生町　三方原町　東三方町　豊岡町　三幸町　大原町　都田町　滝沢町　鷲沢町　根洗町　新都田一丁目　新都田二丁目　新都田三丁目　新都田四丁目　新都田五丁目　細江町小野　細江町気賀　細江町中川　細江町広岡　細江町三和　引佐町井伊谷　引佐町伊平　引佐町奥山　引佐町金指　引佐町狩宿　引佐町川名　引佐町黒渕　引佐町渋川　引佐町四方浄　引佐町白岩　引佐町田沢　引佐町田畑　引佐町栃窪　引佐町兎荷　引佐町西久留女木　引佐町西黒田　引佐町花平　引佐町東久留女木　引佐町東黒田　引佐町別所　引佐町的場　引佐町三岳　引佐町谷沢　引佐町横尾　神宮寺町　三ヶ日町宇志　三ヶ日町大崎　三ヶ日町大谷　三ヶ日町岡本　三ヶ日町上尾奈　三ヶ日町駒場　三ヶ日町佐久米　三ヶ日町下尾奈　三ヶ日町只木　三ヶ日町都筑　三ヶ日町津々崎　三ヶ日町釣　三ヶ日町鵺代　三ヶ日町日比沢　三ヶ日町平山　三ヶ日町福長　三ヶ日町本坂　三ヶ日町摩訶耶　三ヶ日町三ヶ日　これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖
浜北区	寺島　中条　横須賀　高畑　西美薗　東美薗　油一色　本沢合　道本　沼　貴布祢　小林　善地　高薗　竜南　新野　新堀　八幡　永島　上善地　小松　内野　内野台一丁目　内野台二丁目　内野台三丁目　内野台四丁目　平口　染地台一丁目　染地台二丁目　染地台三丁目　染地台四丁目　染地台五丁目　染地台六丁目　上島　中瀬　豊保　於呂　根堅　尾野　宮口　新原　大平　堀谷　灰木　三大地　四大地
天竜区	二俣町二俣　二俣町大園　二俣町阿蔵　二俣町鹿島　二俣町南鹿島　山東　次郎八新田　大谷　船明　只来　横川　横山町　月　小川　相津　伊砂　大川　佐久　谷山　西雲名　東雲名　熊　神沢　大栗安　西藤平　東藤平　阿寺　芦窪　長沢　懐山　石神　上野　両島　青谷　渡ケ島　米沢　日明　緑恵台　春野町領家　春野町堀之内　春野町胡桃平　春野町和泉平　春野町砂川　春野町大時　春野町長蔵寺　春野町石打松下　春野町田黒　春野町筏戸大上　春野町五和　春野町越木平　春野町田河内　春野町牧野　春野町花島　春野町杉　春野町川上　春野町宮川　春野町気田　春野町豊岡　春野町石切　春野町小俣京丸　佐久間町浦川　佐久間町川合　佐久間町半場　佐久間町中部　佐久間町佐久間　佐久間町奥領家　佐久間町相月　佐久間町戸口　佐久間町上平山　佐久

	間町大井　水窪町奥領家　水窪町地頭方　水窪町山住　龍山町大嶺　龍山町戸倉　龍山町下平山　龍山町瀬尻

別表第２（第３条関係）

（平２１条例１・平２８条例１７・一部改正）

名称	位置	所管区域
中区役所	浜松市中区元城町103番地の2	中区の区域
東区役所	浜松市東区流通元町20番3号	東区の区域
西区役所	浜松市西区雄踏一丁目31番1号	西区の区域
南区役所	浜松市南区江之島町600番地の1	南区の区域
北区役所	浜松市北区細江町気賀305番地	北区の区域
浜北区役所	浜松市浜北区貴布祢3000番地	浜北区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第３（第５条関係）

（平２３条例４６・一部改正）

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中区	中区協議会	20人以内
東区	東区協議会	20人以内
西区	西区協議会	25人以内
南区	南区協議会	20人以内
北区	北区協議会	25人以内
浜北区	浜北区協議会	20人以内
天竜区	天竜区協議会	25人以内

参考資料３

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則

平成１８年１２月１日

浜松市規則第７７号

改正　平成２３年９月２９日浜松市規則第５１号

（題名改称）

（趣旨）

第１条　この規則は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成１８年浜松市条例第７８号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（平２３規則５１・一部改正）

（区協議会委員の選任方法）

第２条　条例第６条第１項の規定による区協議会委員の選任は、当該区の区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

(1) 区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員

(2) 前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者

２　区協議会は、前項第２号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

３　区協議会は、第１項第１号の規定による選定にあっては次条第１項第１号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第１項第２号の規定による推薦にあっては次条第１項第２号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。

４　前２項の規定にかかわらず、区協議会は、補欠の区協議会委員に係る第１項第１号の規定による選定及び同項第２号の規定による推薦について、前２項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。

５　区協議会は、第１項第１号の規定による選定及び同項第２号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

（平２３規則５１・全改）

（推薦会）

第３条　区協議会は、前条第１項第１号の規定による選定及び同項第２号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した３人以上７人以内の区協議会委員による会議（以下「推薦会」という。）を置く。

(1) 前条第１項第１号の規定による選定の案の策定

(2) 前条第１項第２号の規定による推薦者の案の策定

(3) 前条第２項の規定による公募の方法の決定

(4) 前３号に掲げるもののほか、区協議会が必要があると認める事務

２　推薦会に属する区協議会委員は、前条第２項の規定による公募に応募することができない。

３　前２項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

（平２３規則５１・追加・旧第２条の２繰下）

（規則で定める重要な事項）

第４条　条例第１１条第２項第７号の規則で定める重要な事項は、区における地域振興を図るための基金の目的の変更及び廃止に関する事項とする。

（区協議会の会議の運営）

第５条　区協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、随時開催するものとする。

２　会議は、公開とする。ただし、議長又は区協議会委員の３人以上の発議により、出席する区協議会委員の３分の２以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

３　議長は、会議録を調製し、会議において定めた２人以上の区協議会委員が署名しなければならない。

４　区協議会委員は、第２条第１項第２号の規定による推薦のうち自己の推薦に係る事項については、その議事に加わることができない。

（平２３規則５１・一部改正）

（委任）

第６条　前条に定めるもののほか、区協議会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

（連絡調整会議）

第７条　条例第１６条の規定により区協議会相互の連絡調整を行うため、すべての区協議会の会長による区協議会会長会議を置く。

２　前項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、必要に応じてすべての区協議会の会長及び副会長による区協議会正副会長会議を開催するものとする。

３　前２項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、期間を定め、それぞれの区協議会委員による会議を置くことができる。

４　前３項の会議の運営は、区協議会の会議の運営の例による。

５　第３項の会議を置くときは、関係する区協議会の議決を経なければならない。

（平２３規則５１・旧第１１条繰上・一部改正）

（細目）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

（平２３規則５１・旧第１２条繰上）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、附則第３項及び附則第５項の規定は、公布の日から施行する。

（浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則の廃止）

２　浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則（平成１７年浜松市規則第１４２号）は、廃止する。

（区協議会委員の選任方法の特例）

３　第２条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う中区協議会、東区協議会及び南区協議会の区協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

４　第２条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う西区協議会、北区協議会及び天竜区協議会の区協議会委員の選任における同条の規定の適用については、同条第１項第２号中「区協議会」とあるのは「市長」と、同条第２項中「指名及び同項第２号の規定による推薦方法の決定は」とあるのは「指名は」と、「同号」とあるのは「同項第２号」とする。

（地域協議会委員の選任方法の特例）

５　第７条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う浜松西地域協議会及び浜松北地域協議会の地域協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

附　則（平成２３年９月２９日浜松市規則第５１号）

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、第１条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則第２条から第３条まで及び第５条の規定は、平成２４年４月１日以後に任期が開始する区協議会委員を選任する場合について適用し、同日前に任期が開始する区協議会委員を選任する場合については、なお従前の例による。